平成２２年（フ）第２６４号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根469番地２　シーア湘南101
債務者　高橋智香子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３号
横浜市栄区金井町115番地
債務者　小池　秀雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７５号
横浜市磯子区中原１丁目８番１―136号
債務者　田村　智孝
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９号
横浜市港南区港南台８丁目18番24号　パークシティ港南台Ⅵ102
債務者　木村　義行
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０５号
大阪市西区本田４丁目９番23―307号
債務者　泰江　洋志
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２５号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目２番25号　サングレイド中加賀屋１―Ｅ
債務者　稲葉　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４８号
大阪府四條畷市二丁通町28番11号
債務者　篠原　　博
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3781番地67　フォレスタ・ヴィラ203、前住所栃木県芳賀郡益子町大字生田目842番地
債務者　石川　守男
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3781番地67　フォレスタ・ヴィラ203、前住所栃木県芳賀郡益子町大字生田目842番地
債務者　石川　翔太
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３号
栃木県宇都宮市免ノ内町567番地12　アビシニアンＣ棟201号室
債務者　中野　克則
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９号
栃木県宇都宮市立伏町318番地
債務者　八木澤秀晃
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９８号
栃木県河内郡上三川町大字石田1835番地30
債務者　鶴見真由美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５号
栃木県佐野市犬伏新町1336番地８
債務者　野村　明美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８号
栃木県宇都宮市鶴田町3173番地４、前住所栃木県那須烏山市中央１丁目13番23号
債務者　逸見　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０９号
栃木県大田原市中田原1614番地10
債務者　藤井　裕梨
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１０号
栃木県下都賀郡都賀町大字升塚760番地７　サニーコートＡ201
債務者　大野　　勉
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係